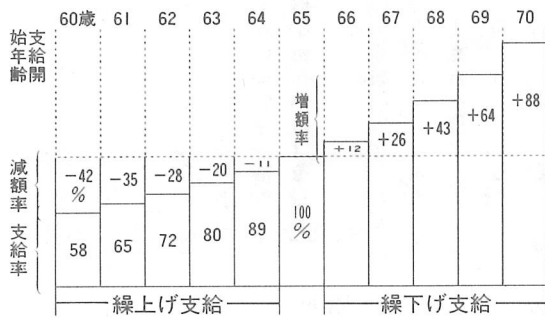
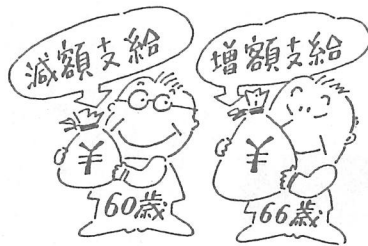


繰下げ支給と繰上げ支給による増減率



4月から掛金は月七千七百円です



の間(表2加入可能年数)の保険料がすべて納められている場合に六十二万六千五百円の老齢基礎年金が支給されます。

なお、保険料納付年数が加入可能年数を満たしていない場合は、計算式により年金額が算出されます。

繰上げ支給と繰下げ支給

老齢基礎年金を受給できるのは、原則として65歳からですが、60歳になれば希望する年齢から受給することもできます。

ただし、この場合図のような支給率となり、これは65歳になっても引き上げられることはなく、一生減額された年金を受けることになります。

また、65歳以後の希望するときに繰り下げて増額された年金を受けることもできます。

国民健康保険

届出は14日以内に

進入学や就職のシーズンを迎えましたが、大学に入って他の市町村に住むようになったり、就職して会社の保険に入った場合には、国民健康保険の手続きが必要になります。

老人保健

4月1日から医療受給者証が変わります

70歳以上の方の医療受給者証が、4月1日から変わります。

現在お持ちの医療受給者証は、4月1日から使用できません。

新しい医療受給者証がみなさんのお手もとに渡るのは、3月下旬ごろになります。

住所・氏名・生年月日などに誤りがないか、お確かめのうえ、お受け取りください。

なお、今回の更新により受給者番号が変わりますので、4月1日以降、お医者さんにかかる場合は、必ず新しい医療受給者証と保険証を医療機関に提示してください。

おとしよりの医療は、老人保健法により支給していますが、下記のようなときにはかならず届出をしましょう。

こんなとき	必要な書類
他市町村から転入してきたとき	健康保険証
他市町村へ転出するとき	受給者証 国保加入者は国保の保険証
死亡のとき	死亡した者の受給者証 国保加入者は国保の保険証
町内で居住地を変更したとき	健康保険証 受給者証
保険証が変わったとき	健康保険証 受給者証
65歳を過ぎて、ねたきりになったとき	年金証書 身体障害者手帳 健康保険証

こんなとき	必要なもの
資格喪失 就職などで社会保険に加入して国保をぬける場合	<ul style="list-style-type: none"> 新しく加入した保険証 国保の保険証 印かん
資格取得 会社などをやめて国保に加入する場合	<ul style="list-style-type: none"> 離職証明書…やめた年月日を証明できるもの 同一世帯に国保加入者がいればその保険証 印かん
④ 保険証 大学に入って他の市町村に住むようになった場合	<ul style="list-style-type: none"> 国保の保険証 在学証明書…4月1日以降に発行されたもので、学校名、所在地、修学年限、在学年が明らかなもの 印かん